

平成23年(フ)第18059号  
破産者 増 淵 進

平成25年3月5日

東京地方裁判所民事第20部特定管財7係 御中

破産管財人 柴 田 祐 之

### 破産法157条による報告書

#### 第1 破産財団の状況

破産財団の現況は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりであり、破産財団の現在残高は2491万9104円である。

#### 第2 資産換価の状況等

##### 1 資産調査の状況

金融機関への照会や転送郵便物の確認等の資産調査を引き続き行っているが、前回債権者集会に報告したもの以外の資産は発見されていない。

##### 2 資産換価の状況等

###### (1) 離婚に伴う財産分与について

破産者は、破産者が取締役を務めていた株式会社安愚楽牧場の民事再生手続開始申立に近接した時期である平成23年7月26日に離婚し、元配偶者に対し、財産分与及び慰謝料として金2700万円を給付し、また、生命保険契約について、契約者名義の変更を行った。

当該行為は、否認の対象となりうるものであることから、破産管財人は、破産者の元配偶者に対し、当該給付の返還等を請求し、交渉を行った。その結果、給付金額の9割以上にあたる金2500万円の返還を受けることにより解決を図ることとし、裁判所の許可を得て和解契約を締結し、同額の財団組入れを受けた。

###### (2) 財団債権の返還

破産申立予納金等合計1003万4100円は、破産手続費用等を賄うに足る破産財団が組成されたことから、申立人らに返還した。

#### 第3 今後の進行等

引き続き破産者の資産調査を行うとともに、債権調査手続きを早期に実施することとする。

以上

平成23年（フ）第18059号

破産者 増 進  
破産管財人 柴 田 祐 之

### 財産目録及び収支計算書

(開始決定日：平成24年3月19日)

資産部分 開始決定日現在  
収支計算部分 開始決定日～平成25年3月5日

#### 【資産及び収入の部】

単位：円

番号	科目	簿価又は 申立書記載額	収入	備考
1	現金	0	0	
	引継現金	0	0	
2	預金		0	
	足利銀行西那須野支店 【普通 3028228】	7,076	0	
	足利銀行西那須野支店 【普通 3477770】	0	0	
	那須野農業協同組合高久支店 【普通 1643597】	0	0	
	福島銀行黒磯支店 【普通 456915】	460	0	
	栃木銀行黒磯支店 【普通 5940912】	60	0	
	那須信用組合本店営業部 【普通 1023409】	12,049	0	
ゆうちょ銀行 【通常 550779】	5,495	0		
3	預金利息	—	2,257	
4	和解金		25,000,000	離婚に伴う財産給付の件
資産合計			25,002,257	
破産申立予納金【平成23年（フ）第18059号】			9,982,889	
財団合計			34,985,146	

#### 【支出の部】

単位：円

番号	科目	支出	備考
1	管財事務費用	31,942	
2	破産申立予納金	10,034,100	
合計		10,066,042	

#### 【公租公課】

国民健康保険税（那須郡那須町）	382,600
市県民税・軽自動車税（那須塩原市）	834,000
計	金1,216,600円

差引残高 金24,919,104円